回覧												

垂水市農林技術協会だより

第８号：令和７年11月１日発行

発行・事務局：垂水市農林課
問合せ先：32-1224（直通）

● 内　容

- 狩猟期間に入りました～事故に注意！～
- 「農業機械の取扱方法（刈払機編）」に係る外国人材向け啓発動画について
- 経営所得安定対策等交付金（転作）の現地確認について
- 農業用廃プラスチック（廃ビニール）類等の回収について
  ※回収日は 12月17日 です。
- 農業機械・資器材の管理等について

農林技術協会だよりは市のホームページでも掲載しています　→

垂水市公式LINE
＼友だち募集中！／

狩猟期間に入りました～事故に注意！～

狩猟期間中の誤認による狩猟事故を防止するため、山林に入る場合は、狩猟者が確認しやすい目立つ色の衣服を着用するなどの対策に心がけましょう。
また、狩猟をされる方は正しいマナーと安全確認で狩猟事故防止に努めましょう。
なお、狩猟期間中はイノシシ・サルを除き原則、市による有害鳥獣捕獲は行いませんので、電気柵等を設置するなどの自己防護策をお願いします。

令和７年度の鹿児島県の狩猟期間は、

▶イノシシ・シカ
令和７年11月1日（土）～令和８年3月15日（日）

▶その他の狩猟鳥獣（タヌキ、アナグマ等）
令和７年11月15日（土）～令和８年2月15日（日）

狩猟が禁止されている区域や、銃器を使用した狩猟が禁止されている区域などについては、狩猟者の皆さまに配布する「狩猟者必携」で必ずご確認ください。

詳しくは鹿児島県ホームページへ▶▶

「農業機械の取扱方法（刈払機編）」に係る外国人材向け啓発動画について

鹿児島県農業分野技能実習制度適正推進協議会では、農業者が外国人材に農作業安全教育を適切かつ円滑に実施できるよう、外国人材向け啓発動画を公開しております。

つきましては、以下のＱＲコードから鹿児島県ホームページへアクセスしていただき、ご活用ください。

１　動画の種類
（１）農業機械の取扱方法（刈払機編）英語版
（２）農業機械の取扱方法（刈払機編）ベトナム語版
（３）農業機械の取扱方法（刈払機編）インドネシア語版

２　動画の掲載先（鹿児島県HP）
ホーム> 産業・労働> 食・農業> 農業技術> 農作業の安全> 農作業安全に係る研修について> 農業機械の取扱方法（刈払機編）

〔県ＨＰ〕　〔英語版〕　〔ベトナム語版〕　〔インドネシア語版〕

経営所得安定対策等交付金（転作）の現地確認について

○経営所得安定対策等交付金（転作の交付金）の 秋・冬作分作付調査のため、11月から１月にかけて農林課職員が現地確認を行います。

現地確認の際は、農林課職員がほ場へ立ち入ることがありますので、あらかじめご了承ください。
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

農業用廃プラスチック（廃ビニール）類等の回収について

垂水市農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会では、適正な廃プラスチック処理を推進し、農家の負担を軽減するため、下記の通り廃プラ等の回収を行います。

なお、**分別や梱包が適正でない場合は、そのまま持ち帰って頂くか、分別・梱包をやり直していただく場合があります。**

◆ 回 収 日 時　　令和７年12月17日（水）　予備日：12月24日（水）

午前８時00分～12時00分【小雨決行予定】

◆ 場　　所　　鹿児島きもつき農協垂水支所野菜集荷場（山田水産隣）

◆ 回収する廃プラ等の種類

種　　類		負担金	回　収　条　件
農業用廃プラスチック類	塩化ビニール（農ビ/ﾊﾟｲﾌﾟ等）	40円/kg	種類別に梱包して持ち込んでください ※梱包方法 ・農ビ・農ﾎﾟﾘ・ﾏﾙﾁ：80㎝程度に折り曲げ、２箇所結束 ・塩ビパイプ等：１m以下に切断し結束 ・コンテナ類：嵩張らない程度に裁断し結束。 ・苗箱、苗ﾎﾟｯﾄ等：重ねて結束
	ポリエチレン（農ﾎﾟﾘ/ﾏﾙﾁ/肥料袋/ｺﾝﾃﾅ等）		
	農薬容器		中を洗浄した後ラベルをはがし、キャップ・ラベルと容器は、別々の透明袋に入れてください
農　薬空き缶等	一斗缶・消毒缶		中身が空で洗浄・乾燥済みのもの(ラベルははがす) 缶の重量が１個約２kg以下のもの
その他	廃農薬類	550円/kg	

◆ 持参するもの　　負担金及び印鑑

・本回収は、上記以外の一般廃棄物及び産業廃棄物の回収は行いません。
・梱包方法等お問合せ先：下記又は垂水市農林課振興係(TEL:32-1224)

問合わせ先：垂水市農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会事務局
（鹿児島きもつき農協垂水支所　営農購買チーム内）　電話　３２-１１２１

農業機械・資機材の管理等について

農業を営む上で欠かすことのできない大切な財産であるトラクター等の農機具、スチールパイプ等の資機材の盗難被害が増加傾向にあります。

日頃から農機具や資機材の管理に注意を払うとともに、不審な人物や車を見かけた際は、周辺の農業者の方々と情報を共有するとともに、お近くの警察までご一報ください。

○農機具や資機材を農地内や周辺に放置していて、夜間のうちに盗難されたりする場合があります。
やむなく農地に留め置く場合は、トラクターは鍵を外して必ず持ち帰り、ワイヤーロック等をかけたり、農道から離して持ち出しされない位置に留め置きしましょう。

○倉庫内のトラクターも盗難の被害に遭っています。
トラクターの鍵は外して持ち帰り、倉庫自体の施錠や防犯灯、カメラ等の設置に努めましょう。

○スチールパイプ等の鉄製の資機材は、農地内や農道沿いに仮置きしている間に盗難される場合があります。
倉庫内等での適正管理に努めましょう。

○農機具等の売買について、突然見知らぬ人から声を掛けられたという情報がありました。
農機具は中古品であっても需要が高く、買い取り業者も多数存在しております。
不審に感じる場合や、売却の意思が無い場合など、安易な取引に注意しましょう。

盗難に備えての対策や被害にあった場合の対応

○盗難された場合を想定し、農機具の車体番号や型番、特徴をあらかじめ必ず記録しておくとともに、トラクターにはステッカー等の目印をつけましょう。

○農業機械の盗難等を保証する共済（農機具・自動車共済）や保険等に加入しましょう。